

質問第二百二十五号

減税訴願に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年五月二十七日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年五月五日

減税訴願に関する質問主意書

能率的サービス政策を主張する現政府において国民の減税訴願に対し半ケ年或は一ケ年以上放り下され國民は悪政に泣き専政政治時代と變りが無いが、減税訴願は二ヶ月以内に完了すべきであるが処見を問う。

右質問に対し速かなる御答弁を要求する。